印刷請負契約書(案)

印刷の請負について、沖縄県(以下「甲」という。)という。)という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(以下「乙」と

(契約の内容)

第1条 この契約に基づく印刷物の品名、規格品質、数量、単価及び金額等は、次のとおりとする。

品 名	規格品質	数量	単位	単価	金	額
沖縄の米軍基地	A4	2,500	#			
小 計						
消費税及び地方消費税						
合 計						

二 納入期限

令和6年3月29日

三 納入場所

県庁6階 基地対策課

四 契約保証金額

沖縄県財務規則第101条第1項に基づき契約金額の100分の10以上とする。

(沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は免除)

ただし、乙の責めにより契約を履行しない時は、契約金額の100分の10を違約金として、甲に納付しなければならない。

(信義則)

第2条 乙は、甲の指示及び別に定める仕様書に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

(檢查)

- 第3条 乙は、印刷物を納入しようとするときは、甲の指示する場所において、甲の立ち会いを求め、遅延なく検査を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の検査に合格したもののみを受け取り、乙は不合格品については、速やかにその良品 を納入しなければならない。
- 3 納入及び検査にかかる費用並びに検査のために変質、消耗または破損したものの損失は、全て 乙の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第2項の受領の前に生じた印刷物の亡失、破損等の損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第5条 納入された印刷物が契約内容に適合しないものであるときは、甲は乙に対して当該契約不適合事項の修正等の履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、納入日から1年以内に行わなければならない。ただし、乙が納入時にそ 甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(納期)

- 第6条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに印刷物を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
- 2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。
- 甲は、第1項の願出が正当と認められたときは、これを承認し第9条の遅延利息を免除することができる。

(権利義務の譲渡等及び請負の禁止)

第7条 乙は、第三者に契約の履行を委託し若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し若しくは義認を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生じても甲は賠償の責めを負わない。

- 一 乙が正当な理由なく納入期限内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は、履行 の見込みがないことが明らかになったとき。
- 二 乙が、この契約について談合その他の不正行為をしたとき。
- 三 乙が、この契約の解除を申し出たとき。
- 四 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支尼若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- 五 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経管に実質的に関与していると認められるとき。
- 六 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 もって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- 七 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的 は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 八 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(遅延利息及び違約金)

- 第9条 乙は、自己の責めに帰す理由により納入期限までに印刷物を納入しない時は、遅延日数につき請負代金に年2.5パーセントの割合の金額を甲に支払うものとする。
- 2 前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、請負代金の100分の10に相当する額を違約金として、甲に支払うものとする。

(代金の支払い)

第10条 甲は、第3条の検査に合格した後、乙が提出する適法な請求書を受理した日から起算して30日 以内に請負代金を支払うものとする。

(契約に係る疑義)

第11条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の うえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印して、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

囙

乙 住 所 商号又は名称

名 印